

証券コード 7521

令和4年6月13日

## 株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目20番36号

株式会社 ム サ シ

代表取締役社長 羽鳥 雅孝

### 第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために入場制限等の必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル24階 大手町サンスカイルーム

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第101期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が  
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<https://www.musashinet.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

**事 業 報 告**

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

**1. 企業集団の現況**

**(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が大幅に制限され、急速に景気の減速が進みました。感染拡大防止策とワクチン接種の進展により経済活動正常化への動きがあつたものの、新たな変異株の再拡大により回復のペースは緩やかで厳しい状況にあります。さらにウクライナ情勢等に起因する世界的な経済活動の停滞が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社グループでは、文書のデジタル化事業や印刷機材、貨幣処理機器やセキュリティ機器及び紙・紙加工品などの販売に注力するほか、衆議院選挙や各地方選挙向け機材の販売に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高362億13百万円（前期比19.7%増）、営業利益17億46百万円（前期は営業損失97百万円）、経常利益18億48百万円（前期は経常利益24百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益9億81百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失28百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメントの売上高及び営業利益はセグメント間の取引を相殺消去しております。

**(情報・印刷・産業システム機材)**

情報・産業システム機材は、文書のデジタル化事業において官公庁・自治体及び民間企業からの受注が伸長し順調に推移しました。また、スキャナー等の電子化機器や業務用ろ過フィルターの販売が順調に推移しました。

一方、工業用検査機器の販売が感染症再拡大の懸念による設備投資意欲抑制の影響を受け低調に推移しました。

印刷システム機材は、印刷材料の販売は概ね順調でしたが、印刷機器の販売が感染症再拡大の懸念による設備投資意欲抑制の影響を受けました。

以上の結果、売上高は204億56百万円（前期比12.5%増）となり、利益面では印刷機器の減収が影響し、23百万円の営業損失（前期は営業利益5百万円）となりました。

(金融汎用・選挙システム機材)

金融汎用システム機材は、貨幣処理機器の販売が金融機関などの設備投資意欲抑制の影響を受け低調に推移しました。

選挙システム機材は、衆議院選挙や全国の地方選挙向けに投票用紙交付機や読み取り分類機などの機器の販売が好調だったほか、投開票管理システムの販売も伸長したため前年実績を大幅に上回りました。

以上の結果、売上高は72億45百万円（前期比107.5%増）となり、営業利益は15億70百万円（前期は営業損失1億55百万円）となりました。

(紙・紙加工品)

紙・紙加工品は、医薬品向け高機能紙器用板紙の販売は伸長しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞やテレワークの拡大により印刷用紙や情報用紙の需要が縮小し、若干低調に推移しました。

この結果、売上高は82億74百万円（前期比0.9%減）と前年実績を若干下回り、利益面については3百万円の営業損失（前期は営業損失92百万円）となりました。

(不動産賃貸・リース事業等)

不動産賃貸・リース事業等の業績は順調に推移し、売上高は5億96百万円（前期比3.5%増）、営業利益は2億1百万円（前期比40.8%増）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

特に記載すべき事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

特に記載すべき事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

印刷業界では商業印刷、出版、事務用印刷の需要が減少していることに加え、印刷材料を必要としないデジタル印刷機器の市場拡大によって印刷材料の需要縮小が続いているため、機器・材料の販売共に適正な利益が確保できない厳しい市場環境にあります。

よって、当社の印刷システム機材分野における収益性の改善を図るため、市場で優位性のあるレーザー加工機や自社開発ソフトウェアの拡販に注力するとともに、デジタルと紙を融合したコミュニケーションツールの提案を進めることで印刷会社にさらなる付加価値を提供し、他社との差別化と直販力を強化してまいります。また、環境に配慮した印刷素材の提案や無処理型印刷材料の普及にも取り組んでまいります。

紙・紙加工品分野では、印刷業界と同様に印刷用紙の需要減少が続いているため、採算性重視の選別受注と物流費等のコスト削減をすすめ収益性の改善に取り組む一方、堅調な需要と安定的な収益が見込める紙器用板紙の拡販に注力してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                                 | 第98期<br>平成30年度 | 第99期<br>令和元年度 | 第100期<br>令和2年度 | 第101期<br>(当連結会計年度)<br>令和3年度 |
|------------------------------------|----------------|---------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)                           | 37,135         | 37,589        | 30,261         | 36,213                      |
| 経常利益(百万円)                          | 387            | 1,228         | 24             | 1,848                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)<br>又は当期純損失(△) | 183            | 865           | △28            | 981                         |
| 1株当たり<br>当期純利益(円)<br>又は当期純損失(△)    | 24.66          | 116.46        | △3.91          | 141.53                      |
| 総資産(百万円)                           | 44,211         | 42,905        | 41,312         | 43,481                      |
| 純資産(百万円)                           | 27,153         | 27,203        | 27,032         | 27,024                      |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                     |
|--------------------|-------|----------|-----------------------------|
| 武藏エンジニアリング株式会社     | 95百万円 | 100.00%  | 当社取扱商品の設計・開発・製造             |
| ムサン・フィールド・サポート株式会社 | 50    | 100.00   | 機器・器具の設置・保守・点検・修理           |
| エム・ビー・エス株式会社       | 60    | 100.00   | 情報用紙製品・OA機材の製造・販売、産業材料製品の販売 |
| エフ・ビー・エム株式会社       | 20    | 100.00   | 印刷システム機材・OA機器の販売            |
| 株式会社ムサシ・エービーシー     | 20    | 100.00   | データ入力サービス                   |
| ムサシ・イメージ情報株式会社     | 50    | 100.00   | デジタル加工・マイクロフィルムサービス         |
| ムサシ・アイ・テクノ株式会社     | 20    | 100.00   | データ入力・デジタル加工・マイクロフィルムサービス   |
| 武藏興産株式会社           | 50    | 100.00   | 不動産の賃貸業                     |
| 株式会社武藏エンタープライズ     | 10    | 100.00   | リース業、損害保険代理業                |

(7) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは次の事業を主たる事業内容としております。

| 事 業            | 主 要 取 扱 品 目                                                                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報・印刷・産業システム機材 | 電子メディア・マイクロフィルム総合システムの機器・材料・情報処理サービスと保守、機能性材料<br>印刷システム・I P S（名刺・ハガキ印刷）システムの機器・材料と保守、レーザー加工機の機器・保守<br>産業用検査の機器・材料と保守 |
| 金融汎用・選挙システム機材  | 貨幣処理・選挙・セキュリティシステムの機器及び関連機材と保守                                                                                       |
| 紙・紙加工品         | 印刷・出版・情報・事務用紙、紙器用板紙、特殊紙、紙加工品、感圧紙                                                                                     |
| 不動産賃貸・リース事業等   | 不動産の賃貸業、リース業、損害保険代理業                                                                                                 |

(8) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

① 当社の本社・支店

| 名 称         | 所 在 地    | 名 称       | 所 在 地   |
|-------------|----------|-----------|---------|
| 本 社         | 東京都中央区   | 東 関 東 支 店 | 千葉市中央区  |
| 東 京 第 一 支 店 | 東京都中央区   | 大 阪 支 店   | 大阪府東大阪市 |
| 東 京 第 二 支 店 | 東京都中央区   | 名 古 屋 支 店 | 名古屋市中区  |
| 紙・紙加工事業部    | 東京都中央区   | 福 岡 支 店   | 福岡市博多区  |
| 海 外 営 業 部   | 東京都中央区   | 中 四 国 支 店 | 広島市中区   |
| 神 静 支 店     | 横浜市磯子区   | 札 幌 支 店   | 札幌市北区   |
| 北 関 東 支 店   | さいたま市大宮区 | 仙 台 支 店   | 仙台市青葉区  |

(注) 神静支店は、令和3年4月に横浜市西区より横浜市磯子区に移転いたしました。

② 子会社

| 名 称                | 所 在 地   | 名 称            | 所 在 地   |
|--------------------|---------|----------------|---------|
| 武蔵エンジニアリング株式会社     | 東京都港区   | ムサシ・イメージ情報株式会社 | 東京都江東区  |
| ムサシ・フィールド・サポート株式会社 | 東京都中央区  | ムサシ・アイ・テクノ株式会社 | 大阪府東大阪市 |
| エム・ビー・エス株式会社       | 東京都中央区  | 武蔵興産株式会社       | 東京都中央区  |
| エフ・ビー・エム株式会社       | 東京都千代田区 | 株式会社武蔵エンタープライズ | 東京都中央区  |
| 株式会社ムサシ・エービーシー     | 東京都中央区  |                |         |

(9) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人數      | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|-----------|-------------|
| 情報・印刷・産業システム機材 | 312（805）名 | △6（46）名     |
| 金融汎用・選挙システム機材  | 162（5）    | 7（△1）       |
| 紙・紙加工品         | 29（2）     | △3（-）       |
| 不動産賃貸・リース事業等   | 5（-）      | -（-）        |
| 全社（共通）         | 34（-）     | 2（-）        |
| 合計             | 542（812）  | -（45）       |

- (注) 1. 使用人數は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社（共通）として記載されている使用人數は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人數 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 196名 | △8名       | 46.3歳 | 22.2年  |

- (注) 使用人數は就業員数であり、出向者3名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

特に記載すべき借入先はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 28,920,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 7,950,000株  |
| ③ 株主数        | 1,209名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------|---------|---------|
| 上毛実業株式会社           | 1,388千株 | 20.37%  |
| ショウリン商事株式会社        | 897     | 13.16   |
| 光通信株式会社            | 517     | 7.59    |
| ムサシ社員持株会           | 354     | 5.20    |
| ムサシ互助会             | 299     | 4.38    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 262     | 3.85    |
| 小林厚一               | 237     | 3.48    |
| 株式会社三井住友銀行         | 190     | 2.78    |
| 株式会社みずほ銀行          | 160     | 2.34    |
| 羽鳥雅孝               | 137     | 2.01    |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,135,544株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）（※印は代表取締役）

| 地 位    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------|---------|-------------------------|
| ※取締役会長 | 小 林 厚 一 |                         |
| ※取締役社長 | 羽 鳥 雅 孝 |                         |
| 常務取締役  | 小 林 佳 典 | 第一営業本部長                 |
| 常務取締役  | 小 野 貢 市 | 経営企画本部長                 |
| 常務取締役  | 小 林 将 治 | 東京第一支店長                 |
| 常務取締役  | 羽 鳥 智 紀 | 役員室長兼グループ企業管理室長         |
| 取 締 役  | 五 島 眞 一 | 大阪支店長                   |
| 取 締 役  | 山 本 義 明 | 財務部長                    |
| 取 締 役  | 村 田 一 则 | 名古屋支店長                  |
| 取 締 役  | 西 沢 一   | 総務人事部長                  |
| 取 締 役  | 森 山 明 彦 | 第二営業本部長                 |
| 取 締 役  | 横 尾 孝 之 | 紙・紙加工事業部長               |
| 取 締 役  | 高 原 巨 章 | 税理士                     |
| 常勤監査役  | 村 田 進   |                         |
| 常勤監査役  | 山 村 隆   |                         |
| 監 査 役  | 安 藤 信 彦 | 弁護士                     |
| 監 査 役  | 赤 石 健   | 公認会計士、税理士               |

- （注） 1. 令和3年6月29日開催の第100期定時株主総会において、新たに村田一則氏、西沢一氏、森山明彦氏及び横尾孝之氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 令和3年6月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもじまして、取締役浅川正仁氏、新妻一俊氏及び廻真一郎氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役高原巨章氏は、社外取締役であります。
4. 監査役安藤信彦氏及び赤石健氏は、社外監査役であります。
5. 監査役赤石健氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役高原巨章氏及び監査役赤石健氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役及び当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約により被保険者が負担することになる、職務の執行に関して支出した費用又は被った損失に関する損害を補填することとしております。また、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |         |        | 対象となる役員の員数(人) |
|------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|---------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 236<br>(3)      | 236<br>(3)      | -       | -      | 16<br>(1)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 27<br>(6)       | 27<br>(6)       | -       | -      | 4<br>(2)      |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 264<br>(9)      | 264<br>(9)      | -       | -      | 20<br>(3)     |

(注) 1. 上記には、令和3年6月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

令和3年6月29日開催の第100期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下とのおりであります。

- ・取締役3名に対し46百万円

(上記金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額41百万円が含まれております。)

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、平成3年12月3日開催の当社第70期定期株主総会において、月額50百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、平成3年12月3日開催の当社第70期定期株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該定期株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬制度を「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけております。

・取締役の報酬

取締役の報酬については、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要だと考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく固定報酬とし、業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、取締役会の

授権を受けた経営会議が、役位、就任年数、貢献度、経営環境及び従業員給与とのバランス等を勘案の上、決定しております。

・監査役の報酬

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、監査役の協議により決定しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、役員報酬に係る基本方針を決定し、各取締役の報酬額については経営会議に一任しております。当事業年度の取締役報酬額は、取締役会の決定した基本方針に基づいて経営会議が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役からなる経営会議が適していると判断したためであります。当事業年度の取締役報酬額に係る経営会議は、代表取締役会長小林厚一及び代表取締役社長羽鳥雅孝で構成されております。

なお、取締役会は、具体的な基準により報酬等が決定されていることから、経営会議の決定が報酬等の基本方針に沿うものと判断しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に  
関し行った職務の概要

取締役高原巨章氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち13回に出席いたしました。同氏は税理士としての専門的な知識を有し、当該知見を活かした専門的な観点から報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役安藤信彦氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち13回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役赤石健氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち13回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、会計に関する豊富な経験に基づき社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 34百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する記録は、社内規程に基づき作成・保存しております。

##### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を有効に機能させるため、企業倫理の確立、情報セキュリティの確保、品質管理の徹底等を本社部門が中心となり推進するとともに、各部署がそれぞれの役割に応じて自主的に対応する体制をとっております。

実施状況については、各主管部門が継続的に監視・監督を行っており、重要な事項については、適宜取締役会への報告を行っております。

##### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回定期的に開催される取締役会に加え、取締役を中心に各事業担当の幹部が出席する業務連絡会議を毎週1回開催し、業務の運営状況、予算の進捗状況、販売先への与信管理等あらゆる面において業務執行の迅速化と共に認識の徹底を図っております。

##### ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行は、役職員が自己の分掌範囲について責任をもって行っており、特に経営上の重要な意思決定は、取締役会において検討を加え慎重に行うこととしております。

また、内部監査体制として、内部監査室が計画的に業務監査及び会計監査を実施し、会社業務の適正な運営や社内規程との整合性等を検証するとともに、不正過誤の防止、業務の改善・効率化を図っております。

法令違反等を早期に発見し、違反状態を速やかに解消するため、役職員等が直接情報を提供する手段として、内部通報規程に基づく内部者通報制度を運用しております。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- グループ会社についてはグループ企業管理室が関係会社管理規程に基づき管理しており、グループ会社の事業内容は毎月報告を受けております。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループ企業管理室が各種リスクの管理を行うとともに、重要な意思決定については事前協議を行い、必要に応じて当社取締役会で審議を行っております。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- グループ会社において定期的に開催される取締役会及び重要な会議に当社の関係役員が参加し、運営に関する共通認識の徹底を図っております。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 職務の執行は、役職員が自己の分掌範囲について責任をもって行っており、特に経営上の重要な意思決定は、当社取締役会において検討を加え慎重に行うこととしております。
- ホ 当社内部監査室、会計監査人、監査役は、連携しグループ各社の監査を適宜行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置くこととしております。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 使用人の人事に関する事項については、監査役会と事前に協議することとしております。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から指示を受けた当該使用人は、その指示の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は指示した監査役に対してのみ行うこととしております。

⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に書面もしくは口頭にて報告することとしております。

- ・当社グループに著しい損害及び利益を及ぼす恐れのある事実
- ・職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合の当該事実
- ・その他社内規程に定められた報告事項

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるとしております。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役及び使用人は、グループ企業管理室に隨時その職務の執行状況及び会社に重大な影響を及ぼす事項について、その内容を報告し、グループ企業管理室は、監査役の求めに応じて随時報告を行うこととしております。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報規程において、通報者の保護を定めております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務上必要とする費用については、会社法第388条に則り処理することとしております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役との意見交換を行い適切な意思疎通を図るとともに、内部監査室、会計監査人と十分な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況  
当社は以下のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底いたします。
- ・当社は、反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
  - ・当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
  - ・当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等との連携関係を構築します。
  - ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
  - ・当社は、いかなる理由があっても、事実を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対行いません。
  - ・当社は、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。
  - ・当社の反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況は以下のとおりです。
    - (1) 「反社会的勢力排除に関する基本方針」において、「反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断」することを宣言しています。
    - (2) 総務人事部を対応部門とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し対応します。
    - (3) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である特殊暴力防止対策協議会（特防協）に加入し、また所轄の警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等、外部の専門機関と連携しています。
    - (4) 特防連等が主催する講習会や情報交換会等で反社会的勢力に関する情報を収集し、総務人事部で情報の一元管理を行っています。
    - (5) 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、その内容及び特防連監修の教育・研修用ビデオにより、役職員に周知・徹底を行っています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を22回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の業績の分析、対策、評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ・監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ・当社の「内部監査規程」に従い内部監査室が作成した監査計画に則り、内部監査室が当社の業務監査及び会計監査を実施いたしました。グループ会社の経営上の重要案件については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業管理室が報告を受け、当社取締役会で審議を行いました。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部      |        | 負債の部         |        |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産      | 32,459 | 流動負債         | 14,133 |
| 現金及び預金    | 19,485 | 支払手形及び買掛金    | 5,167  |
| 受取手形      | 2,801  | 電子記録債務       | 2,879  |
| 売掛金       | 6,727  | 短期借入金        | 3,516  |
| 商品及び製品    | 2,189  | 未払法人税等       | 703    |
| 仕掛品       | 155    | 賞与引当金        | 387    |
| 原材料及び貯蔵品  | 545    | 製品保証引当金      | 108    |
| その他の      | 592    | その他の         | 1,370  |
| 貸倒引当金     | △37    | 固定負債         | 2,323  |
| 固定資産      | 11,022 | 繰延税金負債       | 167    |
| 有形固定資産    | 3,954  | 退職給付に係る負債    | 230    |
| 建物及び構築物   | 1,197  | 役員退職慰労引当金    | 910    |
| 機械装置及び運搬具 | 48     | その他の         | 1,015  |
| 土地        | 1,969  |              |        |
| その他の      | 738    |              |        |
| 無形固定資産    | 238    | 負債合計         | 16,457 |
| のれん       | 39     | 純資産の部        |        |
| ソフトウェア    | 178    | 株主資本         | 26,722 |
| その他の      | 20     | 資本金          | 1,208  |
| 投資その他の資産  | 6,829  | 資本剰余金        | 2,005  |
| 投資有価証券    | 1,428  | 利益剰余金        | 25,363 |
| 関係会社株式    | 518    | 自己株式         | △1,854 |
| 繰延税金資産    | 234    | その他の包括利益累計額  | 301    |
| 退職給付に係る資産 | 1,421  | その他有価証券評価差額金 | 171    |
| 差入保証金     | 2,549  | 退職給付に係る調整累計額 | 130    |
| その他の      | 718    | 純資産合計        | 27,024 |
| 貸倒引当金     | △41    | 負債・純資産合計     | 43,481 |
| 資産合計      | 43,481 |              |        |

## 連結損益計算書

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売 上 高           |     | 36,213 |
| 売 上 原 価         |     | 27,449 |
| 売 上 総 利 益       |     | 8,763  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 7,017  |
| 営 業 利 益         |     | 1,746  |
| 當 業 外 収 益       |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 49  |        |
| 持分法による投資利益      | 33  |        |
| 貸倒引当金戻入額        | 0   |        |
| 雜 収 入           | 62  | 144    |
| 當 業 外 費 用       |     |        |
| 支 払 利 息         | 40  |        |
| 投資事業組合運用損       | 1   |        |
| 雜 損 失           | 0   | 43     |
| 經 常 利 益         |     | 1,848  |
| 特 別 利 益         |     |        |
| 会員権売却益          | 1   | 1      |
| 特 別 損 失         |     |        |
| 固定資産除却損         | 5   |        |
| 減 損 失           | 22  | 28     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,821  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 695 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 143 | 839    |
| 当 期 純 利 益       |     | 981    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 981    |

## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

(単位:百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 1,208   | 2,005     | 24,590    | △ 1,089 | 26,714      |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |           |         |             |
| 剩 余 金 の 配 当                   |         |           | △ 208     |         | △ 208       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 981       |         | 981         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △ 764   | △ 764       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —       | —         | 773       | △ 764   | 8           |
| 当 期 末 残 高                     | 1,208   | 2,005     | 25,363    | △ 1,854 | 26,722      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                            |                              | 純 資 產 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | 153                        | 164                        | 318                          | 27,032    |
| 当 期 変 動 額                     |                            |                            |                              |           |
| 剩 余 金 の 配 当                   |                            |                            |                              | △ 208     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                            |                            |                              | 981       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                            |                            |                              | △ 764     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 18                         | △ 34                       | △ 16                         | △ 16      |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 18                         | △ 34                       | △ 16                         | △ 8       |
| 当 期 末 残 高                     | 171                        | 130                        | 301                          | 27,024    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|            |                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 連結子会社の数  | 9 社                                                                                                                                                      |
| ② 連結子会社の名称 | 武藏エンジニアリング株式会社<br>ムサシ・フィールド・サポート株式会社<br>エム・ビー・エス株式会社<br>エフ・ビー・エム株式会社<br>株式会社ムサシ・エービーシー<br>ムサシ・イメージ情報株式会社<br>ムサシ・アイ・テクノ株式会社<br>武藏興産株式会社<br>株式会社武藏エンタープライズ |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |
|            |                                                                                                                                                          |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は株式会社ジェイ・アイ・エム  
1 社であり、持分法を適用していない関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他の有価証券

- ・市場価格のない株式等  
以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不

|                                      |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      |  | 能見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ロ. 賞与引当金                             |  | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ハ. 役員退職慰労引当金                         |  | 役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、それぞれ内規に基づく期末要支給額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 二. 製品保証引当金                           |  | 情報のデジタル化業務において品質保証期間に発生が見込まれる費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ④ 退職給付に係る会計処理の方法                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法                    |  | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法           |  | 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。<br>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑤ 収益及び費用の計上基準                        |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| イ. 「情報・印刷・産業システム機材」及び「金融汎用・選挙システム機材」 |  | 各セグメントにおいて、機器・材料の販売、役務提供及び保守サービスを行っており、顧客への商品の引き渡し及び役務提供の履行義務を負っております。機器・材料の販売につきましては、顧客に商品を引き渡した時点、役務提供につきましては、役務が完了した時点で収益を認識しております。保守サービスにつきましては、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。<br>ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。<br>また、収益は、顧客との契約により定めた金額によっております。<br>なお、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引につきましては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。 |

口. 「紙・紙加工品」

用紙、紙器用板紙及び紙加工品の販売を行っており、顧客への商品の引き渡しの履行義務を負っております。収益は、顧客に商品を引き渡した時点で認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約により定めた金額によっています。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑧ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社が提供する保守サービスにつきましては、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項または書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

ます。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に区分して表示することいたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は9百万円減少し、売上原価は9百万円減少しております。これにより、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積り

#### 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当 連 結 会 計 年 度 |
|--------|---------------|
| 繰延税金資産 | 234百万円        |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異の回収可能性を検討した上で、その回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。

回収可能性の判断は、将来の課税所得見込額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異を考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を計上しております。

現時点において新型コロナウイルス変異株の収束時期は不透明ながら、3回目のワクチン接種を含む感染の予防対策などにより業績への影響は限定的と見込んでおります。また、ウクライナ情勢に起因する世界的な経済活動停滞の懸念はあるものの、令和5年3月期の連結業績への影響は軽微であるものと仮定して見積りを行っております。しかしながら、今後の経過によっては将来の課税所得の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 収益認識に関する注記

##### (1) 収益の分解

(単位：百万円)

|                       | 報告セグメント            |                   |        |        | その他<br>(注) | 合計     |
|-----------------------|--------------------|-------------------|--------|--------|------------|--------|
|                       | 情報・印刷・産業<br>システム機材 | 金融汎用・選挙<br>システム機材 | 紙・紙加工品 | 計      |            |        |
| 売上高                   |                    |                   |        |        |            |        |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 19,694             | 6,856             | 8,241  | 34,791 | —          | 34,791 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 757                | 388               | —      | 1,146  | —          | 1,146  |
| 顧客との契約から生じる収益         | 20,451             | 7,245             | 8,241  | 35,938 | —          | 35,938 |
| その他の収益                | —                  | —                 | —      | —      | 274        | 274    |
| 外部顧客への売上高             | 20,451             | 7,245             | 8,241  | 35,938 | 274        | 36,213 |
| セグメント間の内部又は振替高        | 4                  | —                 | 32     | 37     | 321        | 359    |
| 合計                    | 20,456             | 7,245             | 8,274  | 35,976 | 596        | 36,572 |

(注) 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業、リース事業等を含んでおります。

##### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

##### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

###### ① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

###### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産減価償却累計額

6,654百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「4. 収益認識に関する注記 (1) 収益の分解」に記載しております。

### (2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

| 用 途 | 種 類 | 場 所    | 金 額   |
|-----|-----|--------|-------|
| その他 | のれん | 東京都中央区 | 22百万円 |

当社グループは、主に管理会計上の区分をグルーピングの最小単位としております。ただし、賃貸不動産及び遊休資産に関しては物件を最小の単位としてグルーピングしており、また、のれんについては原則として会社単位でグルーピングしております。

当社の連結子会社であるエム・ビー・エス株式会社について、事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を計上しております。

回収可能価額は、事業計画を基に算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,950,000株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効 力 発 生 日  |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------|
| 令和3年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 86              | 12.00           | 令和3年3月31日 | 令和3年6月30日  |
| 令和3年11月9日<br>取 締 役 会     | 普通株式  | 122             | 18.00           | 令和3年9月30日 | 令和3年12月10日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 予 定                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効 力 発 生 日 |
|--------------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和4年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 149             | 22.00           | 令和4年3月31日 | 令和4年6月30日 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、中・短期の資金調達については金融機関からの借入により調達する方針です。

また、デリバティブ取引についてはヘッジ手段として用いる場合を除き原則として行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。

有価証券及び投資有価証券は、債券及び主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、仕入先に対し仕入債務の担保として差し入れているものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引関連諸規程に従い、業務管理室が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先について信用状況を調査し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

連結子会社においても、当社の取引関連諸規程に準じて、管理を行っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

債券は、定期的に発行体の経営成績・財務状況を把握するとともに、日本証券業協会公表の「公社債店頭売買参考統計値」により市場価格を監視しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社は月次資金繰計画を作成し、これを適時に更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                          | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券<br>(注2) | 1,511               | 1,511    | —        |
| 資産計                      | 1,511               | 1,511    | —        |
| 負債計                      | —                   | —        | —        |
| デリバティブ取引                 | —                   | —        | —        |

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「差入保証金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 635百万円     |

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|              | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|--------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金       | 19,355        | —                | —                 | —             |
| 受取手形         | 2,801         | —                | —                 | —             |
| 売掛金          | 6,727         | —                | —                 | —             |
| 有価証券及び投資有価証券 |               |                  |                   |               |
| 満期保有目的の債権    |               |                  |                   |               |
| 社債           | 200           | —                | —                 | —             |
| 合計           | 29,083        | —                | —                 | —             |

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価（百万円） |      |      |       |
|--------------|---------|------|------|-------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |       |
| その他有価証券      |         |      |      |       |
| 株式           | 1,211   | —    | —    | 1,211 |
| 社債           | —       | 200  | —    | 200   |
| その他          | 100     | —    | —    | 100   |
| 合計           | 1,311   | 200  | —    | 1,511 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない金融商品は基準価格を時価として、レベル1に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価レベルを2の時価に分類しております。

## 9. 貸貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、東京都において、貸貸用のオフィスビル（土地を含む）及びマンション（土地を含む）を有しております。令和4年3月期における当該貸貸等不動産に係る損益は1億45百万円であります。

また、当該貸貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（百万円） |       |       | 期末時価<br>(百万円) |
|-----------------|-------|-------|---------------|
| 期首残高            | 期中増減額 | 期末残高  |               |
| 1,129           | △30   | 1,098 | 2,792         |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額は、減価償却費による減少であります。
3. 期末時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,965円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 141円53銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部      |        | 負債の部         |        |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| 流動資産      | 24,085 | 流動負債         | 11,924 |
| 現金及び預金    | 13,499 | 電子記録債務       | 3,081  |
| 受取手形      | 2,430  | 買掛金          | 3,986  |
| 売掛金       | 5,298  | 短期借入金        | 3,466  |
| 商品        | 1,692  | 未払金          | 298    |
| 前渡金       | 12     | 未払法人税等       | 499    |
| 前払費用      | 22     | 賞与引当金        | 176    |
| 関係会社短期貸付金 | 700    | 製品保証引当金      | 108    |
| その他の      | 462    | その他の         | 308    |
| 貸倒引当金     | △33    | 固定負債         | 1,169  |
| 固定資産      | 9,942  | 繰延税金負債       | 10     |
| 有形固定資産    | 1,906  | 役員退職慰労引当金    | 744    |
| 建物        | 246    | その他の         | 414    |
| 建物附属設備    | 131    | 負債合計         | 13,093 |
| 構築物       | 0      | 純資産の部        |        |
| 器具備品      | 88     | 株主資本         | 20,771 |
| 土地        | 1,440  | 資本金          | 1,208  |
| 無形固定資産    | 75     | 資本剰余金        | 2,005  |
| 電話加入権     | 16     | 資本準備金        | 2,005  |
| ソフトウェア    | 59     | 利益剰余金        | 19,411 |
| 投資その他の資産  | 7,960  | 利益準備金        | 197    |
| 投資有価証券    | 1,223  | その他利益剰余金     | 19,214 |
| 関係会社株式    | 2,683  | 別途積立金        | 15,000 |
| 出資金       | 7      | 繰越利益剰余金      | 4,214  |
| 差入保証金     | 2,549  | 自己株式         | △1,854 |
| 敷金        | 329    | 評価・換算差額等     | 162    |
| 前払年金費用    | 854    | その他有価証券評価差額金 | 162    |
| その他の      | 367    | 純資産合計        | 20,933 |
| 貸倒引当金     | △55    | 負債・純資産合計     | 34,027 |
| 資産合計      | 34,027 |              |        |

## 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

(単位: 百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 29,824 |
| 売 上 原 価                 |     | 24,977 |
| 売 上 総 利 益               |     | 4,846  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 3,709  |
| 當 業 利 益                 |     | 1,137  |
| 當 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 58  |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 1   |        |
| 雜 収 入                   | 114 | 174    |
| 當 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 32  |        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損       | 1   | 34     |
| 經 常 利 益                 |     | 1,277  |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 会 員 権 売 却 益             | 1   | 1      |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 3   | 3      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 1,275  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 470 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △58 | 411    |
| 当 期 純 利 益               |     | 863    |

## 株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)  
(令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |           |          |       |             |              | 株主資本合計 |  |
|-------------------------|---------|-------|-----------|----------|-------|-------------|--------------|--------|--|
|                         | 資本金     | 資本剩余金 | 利 益 剰 余 金 | その他利益剰余金 | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |  |
|                         |         |       | 利益準備金     |          |       |             |              |        |  |
| 当期首残高                   | 1,208   | 2,005 | 197       | 15,000   | 3,559 | 18,757      | △ 1,089      | 20,881 |  |
| 当期変動額                   |         |       |           |          |       |             |              |        |  |
| 剩余金の配当                  |         |       |           |          | △ 208 | △ 208       |              | △ 208  |  |
| 当期純利益                   |         |       |           |          | 863   | 863         |              | 863    |  |
| 自己株式の取得                 |         |       |           |          |       |             | △ 764        | △ 764  |  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |           |          |       |             |              |        |  |
| 当期変動額合計                 | —       | —     | —         | —        | 654   | 654         | △ 764        | △ 110  |  |
| 当期末残高                   | 1,208   | 2,005 | 197       | 15,000   | 4,214 | 19,411      | △1,854       | 20,771 |  |

|                         | 評価・換算差額等          | 純資産合計  |
|-------------------------|-------------------|--------|
|                         | その他の有価証券<br>評価差額金 |        |
| 当期首残高                   | 146               | 21,027 |
| 当期変動額                   |                   |        |
| 剩余金の配当                  |                   | △ 208  |
| 当期純利益                   |                   | 863    |
| 自己株式の取得                 |                   | △ 764  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 16                | 16     |
| 当期変動額合計                 | 16                | △ 93   |
| 当期末残高                   | 162               | 20,933 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

|                  |                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------|
| イ. 子会社及び関連会社株式   | 移動平均法による原価法                                           |
| ロ. その他有価証券       |                                                       |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                                           |

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、計算の結果、当事業年度末において退職給付引当金が借方残高となつたため、「前払年金費用」として計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

情報のデジタル化業務において品質保証期間に発生が見込まれる費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 「情報・印刷・産業システム機材」及び「金融汎用・選挙システム機材」

各セグメントにおいて、機器・材料の販売、役務提供及び保守サービスを行っており、顧客への商品の引き渡し及び役務提供の履行義務を負っております。機器・材料の販売につきましては、顧客に商品を引き渡した時点、役務提供につきましては、役務が完了した時点で収益を認識しております。保守サービスにつきましては、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約により定めた金額によっております。

なお、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引につきましては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## ② 「紙・紙加工品」

用紙、紙器用板紙及び紙加工品の販売を行っており、顧客への商品の引き渡しの履行義務を負っております。収益は、顧客に商品を引き渡した時点で認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約により定めた金額によっております。

## (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### ③ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社が提供する保守サービスにつきましては、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従つてほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰

余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は29百万円減少し、売上原価は29百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年 7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産（負債）

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当 事 業 年 度 |
|--------|-----------|
| 繰延税金負債 | 10百万円     |

上記の繰延税金負債10百万円は、繰延税金資産294百万円と繰延税金負債304百万円の相殺後の金額であります。

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 重要な会計上の見積り」に記載した内容と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額 2,480百万円

(2) 保証債務

関係会社に対して次のとおり債務保証を行っております。

| 会 社 名              | 金 項 額 | 内 容  |
|--------------------|-------|------|
| ムサシ・フィールド・サポート株式会社 | 5百万円  | 仕入債務 |

(3) 関係会社に対する短期金銭債権（区分表示したものを除く） 413百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務 1,160百万円

(5) 関係会社に対する長期金銭債権 274百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高 1,229百万円

(2) 関係会社からの仕入高 6,895百万円

(3) 関係会社とのその他の営業取引 327百万円

(4) 関係会社との営業取引以外の取引 103百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の数 普通株式 1,135,544株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

### 繰延税金資産

|               |         |
|---------------|---------|
| 賞与引当金         | 53百万円   |
| 未払社会保険料       | 8百万円    |
| 試験研究費         | 84百万円   |
| 関係会社株式評価損     | 207百万円  |
| 会員権評価損        | 24百万円   |
| 役員退職慰労引当金     | 227百万円  |
| 退職給付信託        | 61百万円   |
| 貸倒引当金         | 19百万円   |
| 製品保証引当金       | 33百万円   |
| その他           | 105百万円  |
| 繰延税金資産小計      | 826百万円  |
| 評価性引当額        | △532百万円 |
| 繰延税金資産合計      | 294百万円  |
| 繰延税金負債        |         |
| その他有価証券評価差額金  | △43百万円  |
| 前払年金費用        | △261百万円 |
| 繰延税金負債合計      | △304百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △10百万円  |

## 8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,072円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 124円48銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

株式会社 ムサシ  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 北島 緑  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 早崎 信  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ムサシの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムサシ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通して、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重

要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月11日

株式会社 ムサシ  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 北嶋 緑  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 早崎 信  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ムサシの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月12日

株式会社 ムサシ 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 村 | 田 | 進 | 印 |
| 常勤監査役 | 山 | 村 | 隆 | 印 |
| 社外監査役 | 安 | 藤 | 彦 | 印 |
| 社外監査役 | 赤 | 石 | 健 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開のため内部留保の充実を図ると同時に、業績の成果に応じた利益還元に努めることを基本に、当期の期末配当を次とおりとさせていただきたいと存じます。

#### ・期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当12円に特別配当2円、記念配当（創立75周年記念）8円を加え、合計22円（中間配当18円を含め年間配当40円）とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は149,918,032円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 定 款 案                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>第3章 株主総会<br/><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>第3章 株主総会</p> <p>（削除）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                       |
| (新設)    | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

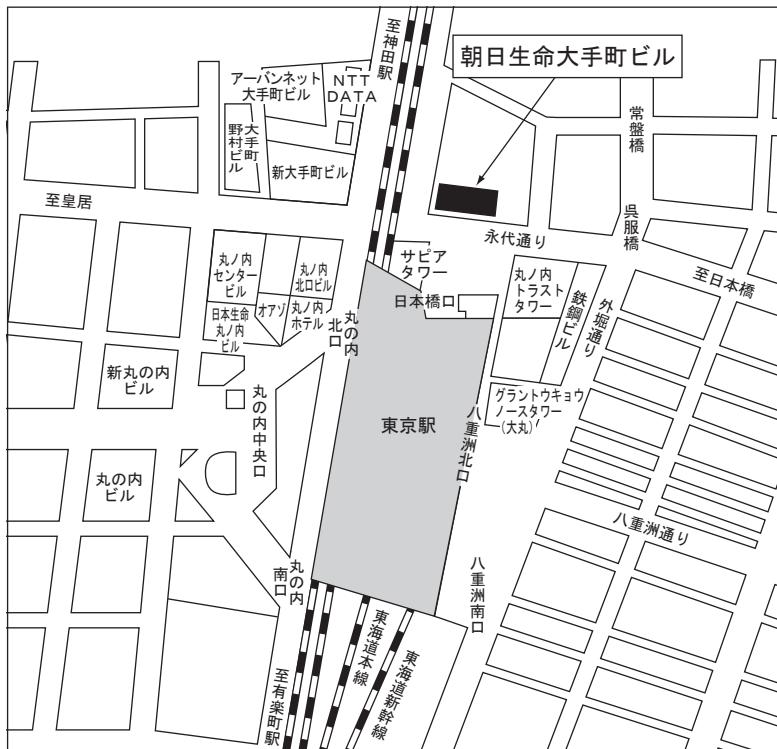
以 上

# 株主総会会場ご案内図

大手町サンスカイルーム

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル24階 電話03(3270)3266



※JR東京駅「日本橋口」より徒歩約1分

※地下鉄丸ノ内線東京駅「北改札」より徒歩約7分

※地下鉄東西線大手町駅「東改札」より徒歩約1分

※地下鉄半蔵門線大手町駅「大手町二丁目方面改札」より徒歩約7分

※地下鉄千代田線大手町駅「大手門方面改札」より徒歩約7分

※地下鉄三田線大手町駅「大手町方面改札」より徒歩約7分

## 交通のご案内